

27-7 交通関係事業

自主運行バスについては、当分の間、現状のとおりとします。ただし、運行形態、料金体系などについては、速やかに見直しを図ります。福祉バスについては廃止し、自主運行バスとして有料化します。

27-9 福祉関係事業

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、保育料、重度心身障がい者移動支援券給付事業および紙おむつ購入補助事業については、平成16年度は現状のとおりとし、平成17年度から統一するよう調整します。

27-13 農林水産関係事業

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、独自の事業などについては、事業の目的、地域性を考慮し、合併時まで調整します。

27-14 商工・観光関係事業

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、地域の特色あるイベントについては、基本的に継続し、類似するイベントについては、合併後2年間は現状のとおりとし、合併時以降、実施方法などの見直しを図ります。

27-17 学校教育事業

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、小中学校の通学区域については、合併時以降、必要に応じて当該区域の再編を検討します。給食費については、地産地消、地域メニューなどに配慮し、当分の間、現状のとおりとします。

27-18 社会教育事業

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、事業の実施方法については、地域特性を踏まえ、合併時まで調整します。



市町村合併対策室 内線479

15 特別職の身分の取扱い

加茂郡町村の首長、助役などの特別職や行政委員などの各種委員の身分は、合併日の前日をもって失職します。

19 使用料、手数料等の取扱い

- (1)使用料については、当分の間、現状のとおりとします。ただし、住民負担の公平性の原則などから適正な料金について、合併時以降、速やかに調整します。
- (2)手数料については、合併時から美濃加茂市の手数料とします。

20 公共的団体等の取扱い

公共的団体などについては、可能な限り合併時から統一できるよう調整に努めます。独自の目的を持った公共的団体などについては、当分の間、現状のとおりとします。

21 補助金、交付金等の取扱い

同一あるいは同種の団体に対する補助金については、統合などの推進を図り、同一あるいは同種の事業に対する補助金などについては、制度の統一化に向けて見直しを図ります。

独自の補助金などについては、新市全体の均衡を保つよう見直しを図ります。

24 国民健康保険事業の取扱い

美濃加茂市の制度を基本として調整します。ただし、賦課割合および納期については、次のとおりとします。

- (1) 所得割、資産割の賦課割合については、平成17年度から美濃加茂市の賦課割合とします。
- (2) 納期については、平成17年度から美濃加茂市の制度に統一します。

26 消防団の取扱い

消防団については、複数の消防団（8消防団）による連合体とします。

27-1 情報公開・行政改革事業

情報公開制度および個人情報保護制度については、美濃加茂市の制度に統一します。行政改革については、美濃加茂市の取り組みを基本に、新市の行政改革大綱を策定し推進します。

27-4 電算システム事業

合併時から安全かつ確実に稼働させるものとし、住民サービスの低下を招かないよう美濃加茂市の電算システムを基本として統合・調整します。